

➤四街道市の支援内容

	支援策	具体的な内容	様式
四街道市犯罪被害者等支援条例・規則（令和5年4月1日施行）	被害直後の支援	経済的支援 見舞金	遺族見舞金 30万円 様式第1号 (規則第7条第1項)
			傷害見舞金 (1) 全治1月以上3月未満 5万円 (2) 全治3月以上 10万円 様式第2号 (規則第7条第1項)
	途切れない支援	総合的支援の充実 家事援助費用	上限5万円 様式第4号 (規則第11条第1項)
		裁判手続に係る旅費等	1日当たり2千5百円とし 上限5万円 様式第6号 (規則第14条第1項)
		転居費用	上限20万円 (最初の転居に限る) 様式第8号 (規則第17条第1項)
		二次被害防止の明記	基本理念に規定 市の責務 市民等の責務

※令和5年4月1日以降に発生した犯罪被害が対象となります。

※交通事故（過失）による犯罪被害は対象となりません。